

タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、燃油価格の高騰の影響を受けながらも、県民生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を継続しているタクシー事業者を対象に、燃料費上昇分に相当する額を支援金として交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(支援金の交付の対象となる者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、愛知県内に営業所を置く道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年4月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者
- (2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者となることができない。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(支援金の交付の対象となる車両)

第4条 支援金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、交付申請日時点で登録がされているタクシー車両とする。ただし、令和7年4月1日時点で国土交通省中部運輸局愛知運輸支局に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされているタクシー車両の台数を上限とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象車両1台あたり33,000円とし、予算の範囲内で交付する。ただし、一般財団法人日本エネルギー研究所石油情報センターが公表するオートガス市況調査における愛知県の店頭（現金）価格（以下「価格」という。）のうち、令和7年4月から令和8年3月までの価格について、令和7年3月の価格に比べて30%以上下落した月があった場合は、33,000円に以下により算出する調整率を乗じた額とし、33,000円を上限とする（千円未満切り捨て）。なお、令和8年1月19日時点で公表されていない月の価格については、同時点で公表されている価格のうち、直近の価格を用いる。

$$\left[\text{調整率} = \frac{\text{令和7年4月から令和8年3月までの平均価格}}{\text{令和7年3月価格}} \right]$$

(交付申請)

第6条 支援金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、知事が設置するウェブサイトを利用した電子申請、又は郵送申請により、別表に定める書類（以下「申請書類」という。）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。なお、交付申請は同一の申請者につき一度に限るものとする。また、申請書類及びその基礎資料については、電磁的方法等により5年間保存し、知事から提出を求められた場合には速やかに提出するものとする。

(交付の決定等)

第7条 知事は、前条の規定により申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

- 2 交付の決定通知は支援金を交付すべきものと認めた交付対象者が指定する銀行等口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を交付対象者からの請求書とみなす。
- 3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める実績報告は、第6条に定める交付申請をもって代えるものとする。

(決定の取り消し等)

第9条 知事は、支援金の交付をした場合において、申請内容に虚偽が認められたときその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明したときは、支援金の返還を命ずることができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

この要綱は、令和4年10月5日から施行する。

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。

別表（第6条関係）

申請書類	
1	タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）
2	一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し又は事業の譲渡を受けた場合は、譲渡譲受認可書の写し ※許可書又は認可書を提出できない場合は、運輸支局が発行する事業証明書の写し
3	令和7年4月1日時点の届出台数が確認できる一般乗用旅客自動車運送事業の申請書等の写し（ただし、運輸支局が受理したことがわかるものに限る。個人タクシー事業者において許可書で台数が確認できる場合は不要。） ※事業許可又は譲渡譲受認可後に増減車を行っている場合は、令和7年4月1日時点の届出台数が確認できる事業計画変更の申請書又は届出書の写し等 ※申請書等の写しを提出できない場合は、運輸支局が発行する事業証明書の写し
4	申請台数内訳書（様式第2号）
5	申請する車両の自動車検査証記録事項の写し
6	振込先の口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人等）がわかる書類
7	その他知事が必要と認める書類